

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越 啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (1)

平成23年6月8日

東京高等裁判所第22民事部 御中

被控訴人千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被控訴人千葉県知事外2名指定代理人

川 島 雄 子



藤 崎 啓 司



被控訴人千葉県知事指定代理人

木 村 滋



古谷野 克 己



高 田 穰



張 替 慎 市



龍 崎 和 寛



五十嵐 隆 夫



地 曳 俊 雄






松 宮 正 紀



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

鳩	宿	節	夫	
密	本	恒	之	
大	野	英	司	
松	野	繁	樹	
高	野	幸	宏	

被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

齋	藤	稔		
大	塚	直	人	
山	村	繁	喜	
佐	渡	貴	秀	

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙409	判決正本	写し	H22. 7. 14	さいたま地方裁判所	埼玉県知事らを被告として提起された八ッ場ダムに係る公金支出差止等請求事件において、同様事件に係る東京地裁判決（乙398の1）、前橋地裁判決（乙407）、水戸地裁判決（乙408）及び本件原判決と同様に、訴え却下、請求棄却の判決がなされた事実
乙410	判例地方自治322号（抜粋） 「八ッ場ダム建設費用支出差止等請求事件（東京都）」	写し	H21. 12. 1	株式会社ぎょうせい	東京都知事らを被告として提起された本件と同様の八ッ場ダムに係る公金支出差止等請求事件東京地裁判決（乙398の1）についての解説
乙411	首都圏の安全と安心のために八ッ場ダムは必要です	原本	H22. 8	東京都・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県	八ッ場ダム建設事業の事業概要、八ッ場ダムは利根川の治水、都市用水の安定供給のために必要不可欠な施設であること
乙412	千葉県の水道（平成21年度）	原本	H23. 3	千葉県総合企画部水政課	千葉県における水道事業の概要
乙413	千葉県営水道史（抜粋）	写し	S57. 1	千葉県水道局	千葉県水道局による水道事業の創設の経緯
乙414	千葉県水道事業経営変更認可申請書（ちば21新水道計画）（抜粋）	写し	H 6. 3	千葉県水道局	平成6年3月に厚生省から認可を受けた千葉県水道事業経営変更認可における、八ッ場ダム建設事業への参画水量と保有地下水源の予備水源としての位置付け（乙264は同一の書面の他の部分の抜粋である。）
乙415	千葉県水道局の水源確保（安定供給可能量の適用）について	写し	H22. 3. 25	千葉県水道局	第5次フルプランで示された2/20渇水年の安定供給可能量の低下に基づく、千葉県水道局が確保した水源123万4700m ³ /日の安定供給可能量は106万3600m ³ /日にまで低下すること

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙 4 1 6	水利権制度 (国土交通省 HP より)	写し	H23. 6. 5 印刷	国土交通省	水利権の内容の制約
乙 4 1 7	第 5 回国土審議会水資源 開発分科会利根川・荒川 部会配布資料 (抜粋)	写し	H19. 8. 9	国土交通省	第 5 次フルプランにおけ る国試算値算出方法
乙 4 1 8	平成 2 2 年版日本の水資 源 (抜粋)	写し	H22. 8	国土交通省	バーチャルウォーターと いう考え方等